

知的財産権と知る権利との 抵触に関する問題



放送大学教授/総合研究大学院大学教授 児玉 晴男

要 約

情報ネットワークとウェブ環境において、種々の情報が流通し、利用されている。その情報の中には、企業秘密や国家機密情報が含まれることがある。それら情報は、不正アクセスにより、プライバシーやセキュリティに関わる個人情報と技術情報になる。それら情報は、情報公開法と個人情報保護法の関係になる。他方、個人情報と技術情報は、知的財産として保護される対象でもある。企業秘密や国家機密情報は、情報公開法と知的財産法とが交差する。そのとき、個人情報と技術情報に関する権利の関係が明確にされなければならない。本稿では、開示情報と不開示情報との関係と、さらに不開示情報に含まれる知的財産の構造とその知的財産権の構造に着目する。その検討から導かれることは、開示情報と不開示情報との関係は、知的財産法の著作物・発明と営業秘密の関係と対応する。本稿の目的は、知的財産権と知る権利との抵触の関係について、知的財産の財産的権利ではなく人格的権利から究明する。

目次	
1. はじめに	
2. 開示情報と不開示情報との関係	
3. 不開示情報と知的財産との関係	
(1) 個人情報	
(2) 法人情報	
(3) 国家安全情報等	
4. 知的財産権と知る権利との抵触の関係	
5. おわりに	

1. はじめに

情報ネットワークとウェブ環境の情報の中には、企業秘密や国家機密情報が含まれる。それら情報は、開示情報と不開示情報との関係になるが、知的財産として保護される対象でもある。企業秘密や国家機密情報に関する問題は、情報公開法/個人情報保護法と知的財産法とが交差する。すなわち、情報公開法における開示情報と不開示情報との関係は、知的財産法の著作物と発明および営業秘密との関係に対応する。

その現象は、東京電力が、「重大事故マニュアル」の開示請求に対して、核物質防護上の守秘義務と知的財産権の保護を理由に十分な開示を行うのを回避しようとしたケースに見ることができる。また、三菱重工業、IHI、川崎重工業へのサイバー攻撃の対象は、企業秘密としての営業秘密だけでなく、その国家機密にも

向けられる。それらは、意に沿わないで開示される個人情報や技術情報になる。

本稿は、不開示情報に含まれる個人情報と技術情報に関する知的財産の構造と知的財産権の構造に着目する。そして、本稿は、個人情報や技術情報の公開性と秘密性から知る権利と知的財産権との抵触について論考することを目的とする。個人情報と技術情報の公開性と秘密性は、情報公開法の開示情報と不開示情報に対応し、知的財産法では公表や公開および不正競争防止法における営業秘密の条件としての非公知性や秘密管理性に対応する⁽¹⁾。

2. 開示情報と不開示情報との関係

情報ネットワークとウェブ環境の中で、情報の自由な流れとプライバシー保護という競合する価値の調和が必要になる。情報公開法、すなわち行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下、行政機関情報公開法と略称する。）と独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下、独立行政法人等情報公開法と略称する。）では、それぞれ、行政文書と法人文書の開示を義務づけている。情報公開法は、行政機関である国、独立行政法人等の説明責任（accountability）として、情報公開を行うものである。なお、独立行政法人

等は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）2 条 1 項に規定する独立行政法人および別表第 1 に掲げる国立大学法人、大学共同利用機関法人等が含まれる。情報公開は、情報の受け手が情報の保持者に向けて情報の提供を要求する知る権利（right to know）に対応する。

他方、伝統的プライバシー権として「ひとりにしておかれる権利」（right to be let alone）、現代的プライバシー権として「自己に関する情報の流れをコントロールする権利」（individual's right to control the circulation of information relating to oneself）があり、さらに「忘れられる権利」（right to be forgotten）といった個人情報保護からの知る権利と競合する価値がある。「忘れられる権利」は、欧州委員会がインターネット上における個人情報保護のための新しい概念であり、ユーザーがネット事業者に対して、自分のプライバシーに関する情報の削除を要求できる権利のことである。

何人も開示請求が可能であり、開示請求があった場合は、不開示情報が記録されている場合を除いて、原則として開示しなければならないとされる。不開示情報とは、個人情報、法人情報、国家安全情報、治安維持情報、審議・検討情報、行政運営情報の 6 類型になる。この 6 類型は、秘密性では共通する。その秘密性は、情報の構造とその権利の構造から、個人情報と法人情報の 2 類型と、国家安全情報と治安維持情報および審議・検討情報と行政運営情報の 4 類型に大別できよう。

行政機関の長または独立行政法人等は、開示請求に係る行政文書または法人文書に含まれる情報の一部に不開示情報が記録されている場合は、不開示情報が記録されている部分を除いて部分開示される。しかも、不開示情報であっても、公益上特に必要があると認められるときは、その行政文書と法人文書は、公益上の理由によって裁量的に開示されることがある。その秘密性の高度な情報が、遺伝子情報、企業秘密、国家機密情報とよばれるものになろう。行政文書や法人文書に含まれる個人情報や技術情報は、開示情報と不開示情報とが単純に二分されるものではなく、条件によって、開示される情報の中に不開示情報が含まれ、逆に不開示情報の中には開示しうる情報を含むことになる（図 1 参照）。

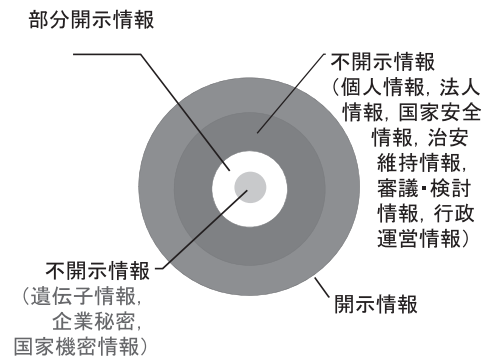


図 1：開示情報と不開示情報との関係

3. 不開示情報と知的財産との関係⁽²⁾

不開示情報には、個人情報と法人情報および国家安全情報などが含まれる。その不開示情報に含まれる個人情報と技術情報は、知的財産と関連する。その観点から、不開示情報が、どのような知的財産の構造を持ち、どのような知的財産権の構造になるかを検討する。

(1) 個人情報

個人に関する情報を保護する目的は個人の正当な権利の保護にあり、個人情報の中核的な部分はプライバシーである。ここで、人格的権利は、プライバシー権でいわれる。1980 年 9 月、「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する OECD 理事会勧告」の勧告付属文書で、OECD プライバシー 8 原則が提唱されている⁽³⁾。そのプライバシー権は、個人情報において、いわゆる OECD プライバシー 8 原則により保護される。OECD プライバシー 8 原則とは、収集制限の原則、データ内容の原則、目的明確化の原則、利用制限の原則、安全保護の原則、公開の原則、個人参加の原則、責任の原則からなる。ここで、OECD プライバシー 8 原則に関して、個人情報の人格的権利の性質との関係から検討する。

個人情報を情報公開制度で保護する場合、個人が識別される情報を不開示にする個人識別情報型の規定とプライバシーに該当する情報を保護するプライバシー情報型の区別があるが、行政機関情報公開法は前者を採用している⁽⁴⁾。そして、情報公開制度における不開示情報である個人情報は、個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法と略称する。）の民間部門、国に関する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下、行政機関個人情報保護法と略称する。）、実質的に政府の一部をなす法人としての独立行政法人

等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下、独立行政法人個人情報保護法と略称する。）と地方公共団体の個人情報保護条例の公的部門により保護される。

個人情報保護法は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする（個人情報保護法1条）。行政機関個人情報保護法は、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする（行政機関個人情報保護法1条）。独立行政法人個人情報保護法は、独立行政法人等の事務および事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする（独立行政法人個人情報保護法1条）。

個人情報は、生存する個人に関する情報であり、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人の識別が可能な情報をいう（個人情報保護法2条1項、行政機関個人情報保護法2条1項、独立行政法人個人情報保護法2条1項）。個人情報は、個人に関する情報、個人に関する情報全般を意味する。そして、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創造物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報、さらに映像や音声も個人情報に含まれる。個人情報について本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう（個人情報保護法2条6項、行政機関個人情報保護法2条5項、独立行政法人個人情報保護法2条5項）。また、保有個人情報は、行政機関の職員が職務上作成し、または取得した個人情報であって、その行政機関の職員が組織的に利用するものとして、その行政機関が保有しているものをいう（行政機関個人情報保護法2条3項、独立行政法人個人情報保護法2条3項）。この個人情報は、行政文書に記録されているものに限られる。

個人情報は、情報主体に同意を持って収集された情報であれば、生年月日・氏名が明示され、同一性が適切に保たれていることの保証、すなわち個人情報の流れを管理できるならば、公開されることが前提になる。ここに、個人情報に関する人格的権利の保護は、情報の公開にあたっての個人情報の流れを管理する権利といえよう。人格的権利は、個人の人格的な利益を保護するための権利のことであり、基本的人権の一つの幸福追求権（日本国憲法13条）から認められるとの見方がある。なお、人格的権利は、私人間にも適用さ

れる。人格的権利は、民法における他人の身体、自由もしくは名誉の対象となり、刑法で名誉毀損行為が法的責任の対象となる実質的根拠に求められる。民法の解釈論において物権的請求権が認められ、その効果として差止請求権が解釈上認められている。この法理は、人格的権利にも当然及ぶとされ、人格的権利に基づく差止請求権も認められている。ただし、何が人格的な利益であるかは常に争いがあるため、表現の自由などの伝統的な人権との関係とは緊張関係にある。

ところで、広義の個人情報、すなわち著作者と著作物との関係からとらえると、著作者の権利には、著作者人格権、すなわち公表権、氏名表示権、同一性保持権が想定される。ここで、公表権はまだ公表されていないものを公衆に提供し、または提示する権利であり（著作権法18条）、氏名表示権は著作物の原作品に、またはその著作物の公衆への提供もしくは提示に際し、その実名もしくは変名を著作者名として表示し、または著作者名を表示しないこととする権利であり（同法19条）、同一性保持権は著作物およびその題号の同一性を保持する権利である（同法20条）。人格的権利は、公表、氏名表示、同一性保持に関する権利の性質が含まれると解しうる。そして、自然人である個人が実演家であるとき、その個人情報には、著作物を伝達する行為の中に認められる実演家人格権、すなわち氏名表示権（同法90条の2）と同一性保持権（同法90条の3）が想定される。

また、個人情報としての肖像に関する権利は、プライバシー権とパブリシティ権が融合した権利といえる。そして、前者の人格的権利において、情報の公開を管理する権利（公表権）が含まれている。この関係は、次のようになろう。肖像に関する権利は、人格的権利としての肖像権と財産的権利としての肖像権の構造をもつ。ただし、前者は一般人でもいわゆる有名人でも一律に認められるが、前者については公人には制約があり、後者は有名人に認められる権利である。肖像に関する権利は、本来、ある個人に等しく存在するといえるが、その財産的権利と人格的権利は均等に適用される権利ではない。肖像の公表に関する視点は、公表を前提にするものにはならない。肖像の人格的権利は、その秘密性を前提にセキュリティ（安全）保護される権利になる。

さらに、個人情報（医療情報）としての遺伝子情報であるヒトゲノムデータは、特許発明（考案）の対象

になる。遺伝子情報は、オーダーメイド医療に関しては、最も重要な個人情報の保護の対象であり、他方で人類共通の財産ともいえる。これは、公共的な利用においてさえ、プライバシーの保護との間に対立図式が内包されていることになる。遺伝子情報の人格的権利は、自己に関する情報の流れを管理する権利として定義されるプライバシー権と同じ性質をもつことになろう。遺伝子情報の権利に対しては、個人情報を超える人格的権利が想定される。それは、遺伝子情報が非公表を前提にする人格的権利の面をもつことである。

上記から、個人情報は、著作物、肖像、遺伝子情報の性質を有する(図2参照)。それらは、人格的権利と財産的権利が連携・融合した権利として保護される対象になる。

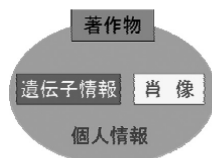


図2：個人情報と知的財産の構造との関係

(2) 法人情報

法人情報は、公にすることにより、その法人等またはその個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは公開されない。その法人情報として、第三者が著作権を有する著作物や、営業秘密である場合が想定される⁽⁵⁾。法人情報は、企業秘密と重ね合わされる。その法人情報には、まず個人情報が含まれることがある。法人情報には、著作物や発明が含まれ、その中には営業秘密が含まれていることが想定される。諸外国の中には、発明という創造は、考案と意匠も含む。本稿でも、同様に理解することにする。ソフトウェアも対象記録に含まれるかについては議論があるが、情報公開に当たってのソフトウェア等の公開は認めうる⁽⁶⁾。それを拡張解釈すれば、発明であるソフトウェアが、法人情報に含まれることもある。さらに、ソフトウェアはソースコードという営業秘密と重ね合わされる。法人情報にソフトウェアが含まれるのであれば、プログラムの著作物や物の発明としてのソフトウェアの中に営業秘密が含まれることになる(図3参照)⁽⁷⁾。また、営業秘密は、発明がなされた後に、特許出願の明細書等に記載されなければ、発明の一部は営業秘密(ノウハウ)になりうる。その関係は、特許権の保護期間は過ぎた薬品とそのジェネ

リック薬品との関係に見いだしえよう。

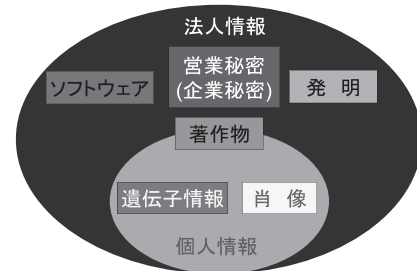


図3：法人情報に含まれる個人情報および知的財産の構造との関係

(3) 国家安全情報等

不開示情報の中に、さらに国家安全情報、治安維持情報、審議・検討情報、行政運営情報が含まれる。国家安全情報は、国家機密情報と共通し、機密性あるいは秘密性のある情報になる。ここで、機密とは、政治、国家などに関する極めて大切な秘密のことである。基本的には、秘密は公的または私的な隠し事の全般をいうが、機密は公的な隠し事に限られるとされる。

行政文書における国家安全情報に関しては、行政機関の長が認めることにつき十分の理由があるとされる情報に秘密性があるとされる。法人文書における国家安全情報については、独立行政法人等の裁量を認める規定にはなっていない。行政文書と法人文書で異なる対応は、高度に政策的判断が必要な不開示情報に関する決定の責任の所在の面からの違いによる⁽⁸⁾。ただし、それは、情報自体の秘密性からは、別な判断がなされることも生じる。法人文書の行政運営情報に国家安全情報が含まれるとき、行政文書とは異なり、行政機関の長が認めることにつき十分の理由があるとの文言はない。行政文書における国家安全情報、治安維持情報以外は、技術情報自体の秘密性について、法的な判断が下されることになる。それは、国家安全情報は、情報自体の秘密性というよりも、一定の期間という時間的な制約付の秘密性という面を有している。

ところで、東京電力の「重大事故マニュアル」のケースにおける核物質防護上の守秘義務と三菱重工業へのサイバー攻撃の問題は、防衛上の技術情報、すなわち国家安全情報の機密性と関係する。技術流失に関しては、技術ライセンスや技術援助にまつわる技術の流出、海外生産の開始・拡大にともなう技術流出、製造に必要な部品や材料に化体された技術流出、製造に必要な機械や設備に化体された技術流出、製造に必要な図面やノウハウの流出を通じた技術流出、ヒトを通

じた技術流出がある⁽⁹⁾。その技術流出のパターンがイ情報ネットワークとウェブ環境において行われるのが、ハッカーによる不法な漏えいやウィキリークスによる内部告発等による漏えいといわれるものになる。それは、秘密性または機密性のある技術情報が不特定多数の情報の受け手にとって開示される関係になる。

個人情報と技術情報は、法人情報に個人情報が含まれる。その法人情報は、情報公開法の枠外では、企業秘密の性質をもつ。また、国家安全情報は、治安維持情報、審議・検討情報、行政運営情報を包含する。法人情報と国家安全情報とは相互に関連し、それらは企業秘密、国家機密情報とよばれる対象になる（図4参照）。

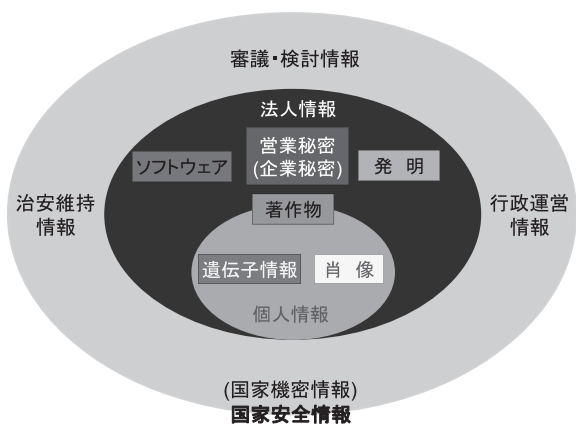


図4：不開示情報の相互の関係およびその知的財産の構造との関係

なお、国家安全情報に含まれる情報の公開性と秘密性とが交錯する関係は、法人情報と同様に、情報公開法とは別の知的財産法の中にある。原則、公開される産業財産権法の技術情報の中に、非公開を前提条件とする秘密特許がある。米国では出願後に国家が国防に関する技術と認定した場合、秘密特許となり出願自体も秘匿とされる。米国や英国、仏国、独国などでは、国家の安全保障にかかわる技術を非公開とする秘密特許制度が導入されている。たとえば韓国政府は、国防上必要である場合は、外国への特許出願を禁止し、または秘密として取り扱うべきことを命ずることができる（韓国特許法41条1項）。これは、国防に関する技術情報との観点から非公開となる。

4. 知的財産権と知る権利との抵触の関係⁽¹⁰⁾

図4より、不開示情報は、知的財産に関して人格的権利と財産的権利とが連携・融合する関係になる。その人格的権利と財産的権利は、情報公開法/個人情報保護法と知的財産法との抵触の対象になる。ここで、

知的財産を創作時に遡ってとらえたとき、発明者の権利は発明者掲載権と特許を受ける権利として、著作者の権利と同様になり、営業秘密も人格的権利と財産的権利の連携・融合の関係になろう（図5参照）。

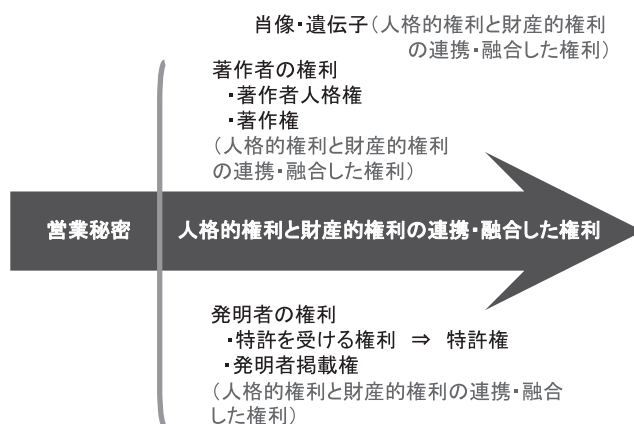


図5：知的財産の権利の構造

「母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査」指針(案)⁽¹¹⁾が日本産科婦人科学会で公表された。その新生児診断では、妊婦の血液でダウン症などの胎児の染色体異常が判明する。それは、究極の個人情報である遺伝子情報と知る権利との抵触に関する例示になる。東京電力の「重大事故マニュアル」の開示請求のケースの知的財産権の保護を根拠とするものに対しては、公開性が原則の知的財産法における法人情報に含まれる技術情報が対象になる。同じく、三菱重工業へのサイバー攻撃のケースも同様である。それらは、不開示情報についても、知的財産権と知る権利との抵触の構図が想定される。

上記の構図は、情報公開法/個人情報法における個人情報や技術情報に対する知的財産の人格的権利と財産的権利の制限の関係になる。情報公開法/個人情報保護法と著作権法とは、著作者人格権の公表権と氏名表示権の制限と著作権の制限との関係になる（図6参照）

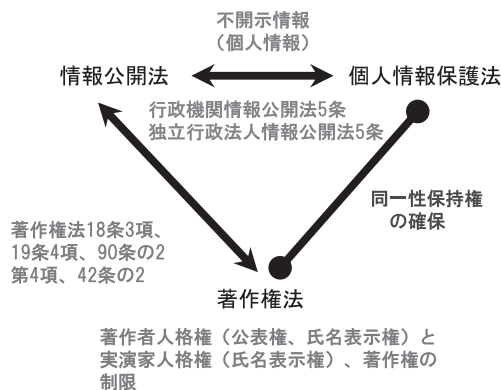


図6：個人情報における情報公開法/個人情報保護法と著作権法との関係

照)。ただし、著作権と関連権と知る権利の関係において、著作者人格権の中の同一性保持権は抵触の関係にない。

営業秘密は、情報公開法/個人情報保護法と不正競争防止法との抵触の関係になる(図7)。そこでは、営業秘密の秘密管理性と知る権利の関係が抵触する。

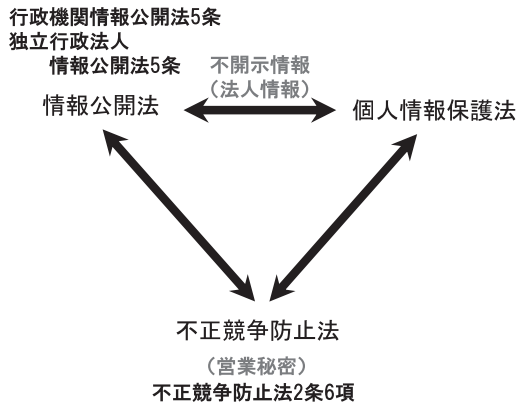


図7：情報公開法/個人情報保護法と不正競争防止法との関係

産業財産権法は、情報公開法とは適用除外の関係になる。情報公開法/個人情報保護法と産業財産権法との関係は、特許等に関する書類および特許等原簿などのうち磁気テープをもって調整した部分になる(図8参照)。それは、一般的な行政文書と異なり、産業財産権法独自の完結した体系から、開示および訂正ならびに不服申立ての制度化にあることによる。そして、産業財産権法は、内容の訂正は変更事由が生じた際に申請するという訂正の制度が設けられており、保有個人情報に関する個人情報保護法4章の適用の必要性が乏しい。また、一般的な行政文書と同様に利用停止を認めることは、産業財産権法の権利の公証を目的とする趣旨を損なうとの観点から、個人情報保護法の適用除外としている。なお、特許出願にあたっては、発明者の氏名が掲載される(特許法36条1項2号)。そして、特許権の設定の登録、すなわち権利が発生したとき、特許公報に、発明者の氏名が掲載される(同法66条3

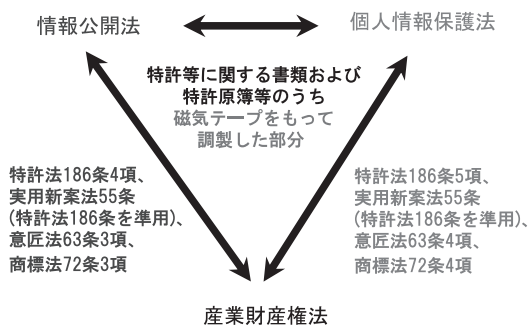


図8：情報公開法/個人情報保護法と産業財産権法との関係

項3号)。発明に関する発明者に書類と原簿および保有個人情報に同一性の保持に関する権利との関係が想定される。

知的財産権と知る権利との抵触において、著作権と関連権と営業秘密の秘密管理性と知る権利との関係は、明記され、また明確な関係になる。ところが、産業財産権と知る権利との関係は、明確ではない。そうすると、知的財産権と知る権利との抵触は、著作権法と不正競争防止法に関するものであり、産業財産権法とは直接に関連することにはならない。すなわち、場合分けが必要となる。組織的なハッカー攻撃の対象が個人情報から国家機密情報や企業秘密に移行している中で、技術情報の漏えいへの対応は、国家機密保護か知的財産権保護かで報告義務が異なる。その前提として、知的財産の人格的権利の保護と制限および知的財産の財産的権利の保護と制限との相互の対応関係から、個人情報と技術情報はとらえておく必要がある。

5. おわりに

わが国の情報公開法は、インターネット配信の義務化を要求していない。他方、個人情報保護法は、その個人情報は、電子化されたデータベースを対象としており、インターネットによる使用は可能である。今後、知的財産は、デジタルドキュメンテーション、データベース、コンピュータ・ソフトウェア、そして技術情報などの形態が相互に関連してインターネット配信されることが可能になる。個人情報と法人情報、そして国家安全情報等とが相互に関連する不開示情報を知的財産との関係から抽象化すると、その権利の構造は、知的財産の人格的権利と財産的権利との連携・融合からなっている。今後、情報ネットワークとウェブ環境において、個人情報と技術情報は著作物と発明および営業秘密が截然と区別される知的財産ではなく、それらが重ね合わされるデジタルコンテンツ(ソフトウェア)となる。そして、そのウェブ環境において、デジタルコンテンツ(ソフトウェア)は、商標が関与しうる。商標法29条は、意匠法と著作権法との調整規定をおく。相互に抵触する場合、意匠権については実施許諾を得ることにより、著作権については出版権の設定等の契約により調整されることになる。商標が意匠の創作と著作物という創作物と関係し、ウェブ環境の中の商品と役務に関して商標が関係してくる。こ

ここに、情報ネットワークとウェブ環境における個人情報と技術情報の公開性と秘密性に関する課題、とくに緊急時の知的財産権と知る権利との抵触の関係は、著作権法と不正競争防止法および産業財産権法とを架橋する知的財産権の制限の制度デザインが求められてこよう。

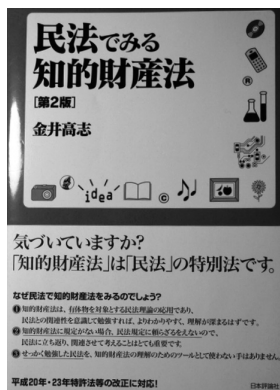
(参考文献)

- (1) “営業秘密管理指針” (2011) 経済産業省
(<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/111216hontai.pdf>) (2012/12/22 アクセス)
- (2) 児玉晴男, “技術情報の開示の可否に関する判断基準”, 最先端技術関連法研究, No.11, pp.109~128 (2012)
- (3) “OECD プライバシー 8 原則” (1980)
(http://www.oecd.org/document/18/0,3343,en_2649_34255_1815186_1_1_1_1,00.html) (2012/12/22 アクセス)
- (4) 宇賀克也, 行政法概説 I [第3版] pp.180~181 (2009) 有斐閣

- (5) 三宅 弘, “情報公開制度における企業情報の保護とその限界”, 企業法学, Vol.2, pp.299-313 (1993) 商事法務研究会
- (6) 宇賀克也, 情報公開の理論と実務, pp.107~108 (2005) 有斐閣
- (7) 児玉晴男, “ソフトウェアのソースコードの開示に関する課題”, 知識財産研究, Vol.4, No.4, pp.124~143 (2009) 韓国知識財産研究院
- (8) 宇賀克也, 情報公開の理論と実務, p.133 (2005) 有斐閣
- (9) “技術流出～意図せざる技術流出の防止のために～” (2003) 経済産業省
(<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/030314guideline2.pdf#search>) (2012/12/22 アクセス)
- (10) 児玉晴男, “包括的なユビキタスネット法制における開示/不開示情報の構造とその権利の性質”, 情報通信学会誌, Vol.28, No.3, pp.1-12 (2010) 情報通信学会
- (11) 「母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査」指針 (案) (2012) 日本産科婦人科学会
(http://www.jsog.or.jp/news/pdf/FinalProposalForNIPT_20121215.pdf) (2012/12/22 アクセス)

(原稿受領 2012. 12. 29)

書籍紹介



判型：A5 判

ページ数：324 ページ

定価：税込み 2,835 円(本体価格 2,700 円)

ISBN コード 978-4-535-51897-1

発刊日：2012 年 9 月

「民法でみる知的財産法 第2版」

金井高志 著 (日本評論社)

本書は、「民法の基礎理論からその応用として知的財産法を解説する」という初版における基本コンセプトを引継ぎ、民法の基礎理論を基に特許法と著作権法を中心に知的財産法について解説されている。とはいっても、民法の基礎理論の理解を前提とした難しい解説ではなく、むしろ民法の基礎理論が丁寧に解説されており、また、重要箇所にはゴシックの強調が入っており、ポイントが一目で分かるようになっているので、民法を一通り勉強した者にとっては知識の整理・補強に役立つ内容となっている。さらに、特別法である知的財産法と一般法である民法との関係が分かり易く解説されているので、法学に馴染みの少ない理系出身者が多い弁理士の多くにとっては、民法における知的財産法の位置づけが程よく理解できることもあって、立法趣旨に立ち返って知的財産法の理解を深めようとする場合の参考書として非常に有意義な一冊であると思われる。

本書では、著者の講義経験に基づくと思われる読者の視点に立った各種の工夫が施されている。例えば、各章末に配されたコラムでは、身近な事案を題材にして解説されており、社会の様々な場面で知的財産法が関与することを改めて発見できる点で大変興味深い。また、初版に引き続き巻末資料として「民法を中心とした法律の条文の解釈方法」が設けられており、改訂版の本書では巻末資料として「ロジカルシンキングの手法」が追加されている。これらの巻末資料は、法学の基本が高密度に分かり易く解説されており、法学部生や法学部出身者にとっては良質な復習素材として、また法学に馴染みの少ない者にとっては、法学の基礎を効率良く習得できる大変有用なツールとして大いに活用できるものであり、巻末資料に留めておくのもったいないと思えるほど充実した内容となっている。

このように、本書は、民法の理解を基に知的財産法を勉強したい者のみならず、知的財産法の理解を基に民法の基礎理論を勉強しようとする者にもお勧めできる良著である。

(会誌編集部 木村 昌人)